

# 生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 71

## 今月のテーマ “相続” 先に逝く者の責任

いつ逝くのか! どう逝くのか! こればかりはねえ...、見積りを依頼する訳にもいかないし、計画を立てるのも難しいが、いつかは終わる命であることには違いない。しかしながら、それを想定し準備をしている人は実に少ない。相続を受ける側の多くの方は、それが発生した時のために話し合いたいと思い、もしくは遺言を残して欲しいと考えているのだが、人の死を前提とするだけに、なかなか言い出せずに悶々としている方が多い。一方、被相続人(先に逝く人)はというと、“考えたくない”というより、“いつかは終活の準備を”と思っているようだ。今を生きることの方が優先で、具体的な行動を取れずにいるのかもしれない。

また、“俺には大それた財産などはないから相続なんて関係ない”と思っている方も多いのだが、相続は高額な財産がある人だけの問題なのだろうか...! 人は生まれる時も自分の力だけでは、それを成しえないし、独り立ちするまで、長い方の場合二十数年の間、親の力を必要とする。また、親の手を離れたからといって一人だけの力では生きていけない。人様の作った洋服を着て、人様の作った食べ物を食し、人様の力を借りて住宅を建築する。衣・食・住のすべてにおいて何らかの支援と恩恵を受けているものだ。“俺は自立し自分の力で生活しているし、誰にも迷惑をかけていない”などと豪語する人もいるが、とんでもない。道路を走るにしたって自分の作った道ではないことを考えても、社会というインフラを利用しその中で生きている。感謝、感謝だ。

家族単位で考えたってそうだ。家族一人一人の役割の分担があつてこそ、成り立つというものである。社会の中で生きるということは、法律、規則、義務、約束事を守ることを前提として、権利を得ている筈だが...。近年、“権利や平等や自由を履違えている”人が多くなったような気がしているのは私だけだろうか...?

さて、人が死ぬと様々な届け出や手続きが必要だし、身の整理も必要となる。火葬をし、お通夜があり、葬儀を執り行なう。そのために、案内を作成し準備や当日のセレモニー等々...。そして、一定の費用も掛かる。自分で出来ない以上、誰かがやらなければならないことだが、それは誰か? 執り行う“その誰か”のことを考えることは、義務であるとも言えるのではないだろうか。

そう、人は死ぬことさえも、一人では完結できないのだから...



### 伝える責任

皆さんは、死を前提とし、家族に伝えるべきことを、改めて考えたことがありますか? たぶん、殆どの方は考えたことも無いし、考えたくも無いと思っただけかもしれないが、いすれ考えねばと考えている方が大半なのではないだろうか。また、伝える責任は死後の事だけではない。ある意味では死ぬことよりも怖い現実もある。介護状態になってしまふ可能性だってあるし、傷病が重篤になった状況では、家族が、延命治療の是非、という、究極の決断を迫られることもあるかもしれない。

私ごとではあるが、高齢の身内が不治の病を患い、意思決定どころか意識も無い状況に陥り、回復の見込みがないことを告げられた。家族は延命治療の是非を迫られることになってしまったが、その判断を下さなければならぬことが、簡単でなかったことは言うまでもない。

ちなみに、私自身は延命治療は望まないし、家族にも話してあるし、理解してもらっているつもりだ。そして、その他の伝えたいといけない事は「エンディングノート」に記しておこうと考えている。エンディングノートは何者であるかは後記するとして、人が死ぬと家族がしなければならぬ事は、実に沢山ある。極端なことを言うが、悲しみに暮れている暇が無いくらいに忙しい思いをする。その多くを、エンディングノートは軽減してくれるし、故人を偲びその生涯の足跡を改めて振り



齋藤廣勝 (さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート代表取締役  
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー  
・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
・住宅ローンアドバイザー  
・金融広報アドバイザー

## 保険と暮らしの相談センター

### 住宅ローンの見直し相談会実施中!!

ひとつでもあてはまる方は、お気軽にご相談ください!!

- 現在の返済額を軽減したい
- 住宅ローンを借りているが、一度も見直したことがない。
- 現在借りている住宅ローンの内容がよくわからない。
- 借換と繰上返済、それぞれの効果を比較したい。

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

●営業時間: 9:30~19:00 ●休休日: 水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでもご覧いただけます。

返り、敵かな見送りが出来るためにも重要な情報だ。先に逝く者としての、遺された家族に対する想いを込められる最後のメッセージであるし、家族にとっては、故人の足跡と想いを知る、「メモリアルノート」と言えるのかもしれない。

### 何を伝えるのか

不謹慎と言われるかもしれないが、その日は突然にやってくる！先に逝く方も、遺された妻や子の立場の方も、それぞれの場面を想像していただきたい。

先に逝く者として、自分の親の事、兄弟の事、従妹や叔父・叔母の家系の事、妻や子供たちにとどれだけ伝えてありますか？自分の死を知らせてほしい、お世話になった方や、友人・グループ・サークルの仲間のことをどれだけ伝えてありますか？そして、その住所や連絡先は…また、遺された者の立場で考えると、自分の夫・妻の親戚や交友関係、自分の父・母の親戚や交友関係をどれだけ知らせていますか？

突然に訪れたその時になって、多くのことを知

### 【1.直ぐに行う必要な届け出の手続き】

項目	期日	提出先
死亡届	7日以内	市区町村
死体火・埋葬許可申請	7日以内	市区町村
年金受給停止の手續	10日以内	年金事務所、または市区町村の国民年金課
介護保険資格喪失届	14日以内	市区町村の福祉課
住民票の抹消届	14日以内	市区町村の戸籍・住民登録窓口
世帯主の変更届	14日以内	市区町村の戸籍・住民登録窓口
遺言書の検認	速やかに	住所地の家庭裁判所

### 【2.葬儀が行われた後の手続き】

項目	期日	提出先
雇用保険受給資格者証の返還	1カ月以内	ハローワーク
相続の放棄・限定承認	3カ月以内	家庭裁判所
所得税準確定申告・納税	4カ月以内	税務署
相続税の申告・納税	10カ月以内	税務署
生命保険金の請求	2年以内	保険会社

### 【3.補助金や給付金、高額医療費等の申請・請求】

項目	期日	提出先
国民年金の死亡一時金請求	2年以内	市区町村の国民年金課
健康保険加入者の場合の埋葬料請求	2年以内	健康保険組合または、日本年金機構
国民健康保険加入者の葬祭費請求	2年以内	市区町村の国民健康保険
高額医療費の申請	2年以内	健康保険組合または、日本年金機構
労災保険の埋葬料請求	2年以内	労働基準監督署

### 【4.遺族年金等の受給手続き】

項目	期日	提出先
国民年金の遺族基礎年金請求	5年以内	市区町村の国民年金窓口
国民年金の寡婦年金請求	2年以内	市区町村の国民年金窓口
厚生年金の遺族厚生年金請求	5年以内	年金事務所
労災保険の遺族補償給付請求	5年以内	労働基準監督署

### 【5.名義変更や解約などが必要な手続き】

項目	期日	提出先
不動産の名義変更	速やかに	法務局
預貯金の名義変更	速やかに	金融機関
株式の名義変更	速やかに	証券会社または、株式発行人
自動車所有権の移転	15日以内	陸運局支局
電話(加入固定電話)の名義変更	速やかに	電話会社
公共料金の名義変更	速やかに	電力会社、水道局、ガス会社など
クレジットカード	速やかに	各クレジットカード会社
運転免許証	速やかに	警察署
携帯電話、プロバイダー	速やかに	各サービス契約先
介護サービス、給食サービス	速やかに	各サービス契約先

らない、知らされていないことに気付く、遺品や年賀状などを捜索し、事の重大さに気付くことになる。遺された家族に伝えておくべきこと、家族として知っておかなければならない事を、家族で話し合いをはじめませんか？

### 遺族が行う各種届出

人の命が終わると、その悲しみに浸る暇さえも無いと言えるくらいに忙しい。遺された者が行わなければならないことが、こんなにも多いことを知り、伝える責任を考え始めるきっかけとして感じていただくためにも、あえて並べてみた。

まずは、死亡届に始まり、様々な届け出の手続きに追われる。手続きの一覧をページ左の表にまとめたので参考にしてほしい。

### 葬儀の段取り

様々な諸手続きとは別に、家族にとっての段取りはまだまだある。葬儀自体はある程度、葬儀屋さんが仕切ってくれるだろうが、お寺や墓地の事、偈侶の人数や戒名等々、全てが費用と直結してくる。

そして、遺影としての写真を使うか、たった一枚の写真選びに誰しもが悩むところだ。最近の遺影は、その殆どがカラーとなって、かしまった写真よりも笑顔のものも多くなっている。近年、遺影作成のビジネスも増えているようだが、それも分かるような気がする。もし、あなたの遺影が、ピントの合っていないぼやけた白黒で、ダークスーツや紋付を合成した写真だとしたら、どうだろうか…。家族にとっても、故人が最も輝いていた写真で、家族との思い出を彷彿とさせるものであって欲しいと思うはずだ。

私自身も、今年中に自分の遺影を準備しようと思っている。青空の下で高山植物を背景にした、登山での写真が、いいかなあ…。家族にとっては、その後も変わることの無い、最後の写真になるのだから。

来月号では、伝えなければならないこと、エンディングノートの活用を考えてみよう。人生の最後を考えることは、充実した今を考えることであることを、信じて疑わない！